

離婚前後におけるこども養育支援策の総合的検証について

本市では、平成26年4月から離婚前後におけるこども養育支援に取り組んでおり、これまで様々な養育費確保支援と面会交流支援を段階的に実施してまいりました。

このたび、保証会社と連携した「養育費立替パイロット事業」の期間が本年12月末で満了することを受け、これまでの支援策を総合的に検証しましたので、ご報告します。

1 養育費確保支援

(1) 取決め支援

① 参考書式の配布【平成26年4月～】

父母間の話し合いのきっかけにするため、離婚届の配布時等に配布しています。実際に書式を活用している親も多く、取決めの促進に一定の効果を上げています。現に、本市の養育費取決め率は平成27年に1割上昇しました〔法務省発表〕。これを受け、法務省も平成28年10月から全国の自治体で配布を開始しました。

② 相談体制の充実

専門家による無料相談を実施しており、利用者からも好評です。

相談名	相談員	開始時期
こども養育専門相談	家庭裁判所調査官経験者等	平成26年4月
法律(調停申立書作成)相談	弁護士職員	平成26年4月
離婚後の子育てガイダンス	親子交流支援アドバイザー	平成28年8月

③ 養育費取決めサポート事業【令和2年8月～】

養育費の債務名義(調停調書や公正証書などの公的文書)を作成していないひとり親が多数いる現状に鑑み、相談と債務名義作成費用の補助を行っています。

申込みが継続している状況からしますと、公費による助成は養育費の債務名義を取得する動機付けとなっており、取決め率向上に一定の効果を上げています。

＜実績＞ 令和2年度(8月～翌年3月) 申込み34件
令和3年度(4月～11月19日) 申込み25件

(2) 立替え支援

① 養育費立替パイロット事業(民間保証)【平成30年11月～令和3年12月】

i 内容

ひとり親が民間総合保証会社(株式会社イントラスト)と養育費保証契約を締結する際の初回年間保証料(月額養育費・上限5万円)を本市が負担し、養育費不払いの場合、同社が最大1年分(月額上限5万円)を立て替えます。

ii 実績

- ・ 申込み 18件(定員)
- ・ うち保証料支援 14件

iii 効果

保証契約の締結により養育費の支払いが始まったケースや、保証会社による立替え・督促後に支払いがあったケースもあり、第三者が介入することによって養育費支払の正常化につながりました。

iv 課題

利益を追求する民間企業が実施しているため、支払義務者の資力が乏しい場合は保証契約の締結を断る可能性があります。もっとも、そのような場合ほど養育費の支払いを受けられないことが多く、支援の必要性が高いのが現状です。

そのため、民間企業による養育費の保証・立替えでは、ひとり親家庭の格差を益々拡大させることにつながりかねない弊害も見受けられます。この点が、行政による養育費の立替えが求められる所以の1つであると考えられます。

② こどもの養育費緊急支援事業（公的立替）【令和2年7月～令和3年3月】

i 内容

養育費の不払いがあったときに、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分（こども1人あたり上限5万円）に限り立替払いをしたうえで、支払義務者に対して督促します。

ii 実績

- ・ 申込み23件（こども32人分）
- ・ うち立替え15件（うち7件支払済）
※ 立替前の支払い3件

iii 効果

本年6月市議会総務常任委員会でご報告しましたとおり、事業を実施したことにより以下の効果を得ることができたと結論付けられます。

- ・ 第三者である市による関与が養育費の支払いを促した
- ・ 市による立替えが安心・安全に行われ、こどもの手元に養育費が届いた
- ・ 民間保証と異なり、多くのこどもへの養育費支払いの正常化につながった

iv 課題

本年6月市議会総務常任委員会でご報告しましたとおり、以下の課題があると考えられます。

- ・ 市内に住むひとり親家庭のこどもの人数と比較して申込者の人数がそれ程多くなかった理由の1つとして、様々なハードルを乗り越えたところで所詮1か月分の立替えに過ぎないという立替期間の短さがあげられる。
- ・ 心理的・手続的負担が大きい裁判所の手続でようやく取決めをした内容が守られていない現状を深く認識し、然るべき対応をとる必要がある。

v 意見

立替期間の短さについて、以下のご意見を頂戴しました。

- ・ 生活が苦しいので1か月分だけでは足りない。せめて3か月分。[当事者]
- ・ 3か月分にすれば、使いたい人もいだろう。

[こどもの養育費に関する検討会委員]

- ・ ぜひ立替事業を再開してほしい。1か月分だけでなく18歳くらいまで。

[本年6月市議会総務常任委員会委員]

vi 今後の方針（案）

養育費不払いの状況が継続していることから、こどもの貧困対策の一環として、以上の課題やご意見を踏まえて、次年度に、養育費3か月分（こども1人あたり1か月につき上限5万円）の立替支援を実施することを検討しています。

< 想定申込件数 > 70件（こども100人分） ※ 令和2年度の約3倍
< 予算見込額 > 15,000千円

(3) 差押え支援（案）

これまで養育費確保支援として(1)取決め支援と(2)立替え支援を実施してきましたが、養育費を確保するためには裁判所における差押手続のサポートも必要であることから、次年度から新たに(3)差押え支援を開始して、取決め（入口）から差押え（出口）まで総合的に支援を実施することを検討しています。

① 財産開示・情報取得手続支援【新規】

裁判所における財産開示手続及び第三者からの情報取得手続に関する相談に応じるとともに、手続に要する費用（実費）を補助する考えです。

既に犯罪被害者等支援において同様の支援策を実施しています。

< 想定申込件数 > 70件

< 予算見込額 > 1,750千円

② 債権執行手続支援【新規】

裁判所における債権執行手続に関する相談に応じるとともに、手続に要する費用（実費）を補助する考えです。

< 想定申込件数 > 70件

< 予算見込額 > 700千円

2 面会交流支援

(1) 取決め支援

① 参考書式の配布

前記1(1)①のとおり

② 相談体制の充実

前記1(1)②のとおり

(2) こどもの情報共有支援—養育手帳の配布【平成26年10月～】

① 内容

離婚や別居後の父母がこどもの情報（病気や学校生活など）を共有できていないことでトラブルが発生している現状を受け、韓国の取組を参考に、こどもの情報を共有するためのノートを作成して、希望者に配布しています。

② 効果

これまでに一定数を配布していることから、ニーズはあると考えられます。

(3) 場所の提供支援—親子交流サポート事業【平成26年10月～】

① 内容

面会交流の実施場所に悩んでいるので公共施設を開放してほしいとの当事者の声を受け、こどもが安心して安全に親との交流を深めることができるようにするため、市立天文科学館を無料で開放するとともに、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約を受け付けています。

② 効果

これまでに市立天文科学館を面会交流の場所として利用した親子がいることから、ニーズはあると考えられます。

(4) 親子の架け橋支援一面会交流のコーディネート【平成28年10月～】

① 経緯

父母間の葛藤が高く、お互いに顔を合わせられないようなケースでは、仲介者が父母の一方に加担しがちとなり、うまくいかないケースがあると聞きます。また、民間支援団体による仲介の場合は、費用面が悩ましいとの声も耳にします。

こうした声を受けて、市が、こどもの立場（父母間においては中立の立場）に立って、無料で面会交流のコーディネートを行うことにしました。

② 前提

こどものための安心・安全な面会交流をスムーズに行うため、面会交流のコーディネートを行う際には、以下の3点を前提としています。

- i こどもが中学生以下で明石市内に住んでいる
- ii こどもと父母全員の同意が必須である
- iii 市は合意形成に関与しない

③ 内容

- i 交流日程等の連絡調整
- ii 面会交流当日におけるこどもの受渡し
- iii 面会交流の場における付添い

④ 実績

- ・ こども42人（26世帯）に対して261回実施
(平成28年10月～令和3年11月19日)
- ・ うち実施中：こども30人（18世帯）

⑤ 効果

市が中立の立場でコーディネートを行うことにより、継続的に面会交流を実施することができるようになるなど、面会交流の実施に一定の効果を上げています。利用者からも、「第三者に間に入っていただくことにより両方の精神的な負担が軽減されたと思う。」との声もいただいております、好評です。

⑥ 課題

面会交流のコーディネートの支援者には、こどもの発達や心の状態等についての知識や法的知識のほか、対人関係のスキルが求められます。

本市では、コーディネートの中心的役割を果たしている親子交流支援アドバイザーが臨床心理士の資格を有しており、弁護士職員や、対人関係のスキルに秀でている一般行政職員とともに支援を行っていますが、支援件数が遡増する中で、これらの知識やスキルを兼ね備えた人材を継続的に一定数確保することが課題であると考えられます。

以上